

第330回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和4年3月17日(木) 13時30分～

2 場 所 県庁10階 1001会議室

3 出席者

会 長	國 方 敬 司				
会長代理	島 軒 治 夫				
委 員	鈴 木 春 男	高 橋 光 明	五十嵐 秀 樹		
	鈴 木 正	今 野 亘	山 口 芳 彦		

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会	参	事	桂	和 彦(Web)
”	会	計	青	山 澄 子
山形県農林水産部水産振興課		水産業成長産業化主幹	佐	藤 年 彦
山形県内水面水産研究所	所	長	本	登 涉
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課	長	加	賀山 祐(Web)

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会	事務局	事務局 長	小	林 克 靖
”	”	事務局 次長	石	井 正 志
”	”	書 記	渡	邊 洋 子
”	”	書 記	野	口 大 悟
”	”	書 記	保	科 圭 佑

6 開会・会長あいさつ

事務局次長 (石井補佐)	<p>ただいまから、第330回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、大場委員、津藤委員を除く8名の委員の出席をいただいております、「山形県内水面漁場管理委員会規程」第7条に定める定足数を満たしていることを報告します。</p> <p>それではまず、國方会長からごあいさつをいただきたいと存じます。</p>
議長 (國方会長)	<p>本日は、お忙しいところ第330回山形県内水面漁場管理委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>委員会に先立ちまして、2月に実施しました各漁協に対する目標増殖数量聴き取り調査につきましては、委員各位にご協力をいただきまして誠にあり</p>

	<p>がございました。</p> <p>翌年度の目標増殖数量につきましては、当年度末に委員会指示をすることとしておりますが、聴き取り調査の結果を踏まえ、指示内容について御審議いただくものとなっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
	<p>本日の委員会では、この他に「コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる委員会指示について」の計2議案について審議を行う予定です。議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>7 議事録署名委員の選出</p>	
議長	<p>では、次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、第330回委員会の議事録署名委員は、鈴木春男委員と山口委員にお願いします。</p>
<p>8 報告事項</p>	
	<p>【報告事項1】</p>
議長	<p>次第の「3 報告事項」です。</p> <p>報告事項は「資源管理の状況等の報告について」です。水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課 (渡邊主査)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資源管理の状況等の報告について報告をします。</p> <p>まず、資料の2ページをご覧ください。資源管理の状況等の報告について、関係法令の抜粋となります。</p> <p>令和2年12月に改正された漁業法において、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないこととなりました。そして、知事は内水面漁場管理委員会に対し、報告を受けた事項について報告をするものとされております。</p> <p>このたび、内水面の共同漁業権を有する漁業協同組合から、令和3年分の資源管理の状況等の報告書の提出がありましたので、報告をいたします。</p> <p>資料の2ページから63ページまでが、各漁協から報告のあったものになります。資料の1ページが、各漁協の報告を受けての、知事から委員会への報告です。個々の漁協の報告内容はそれぞれご覧いただくこととしまして、全</p>

	<p>体を説明します。</p> <p>1の資源管理に関する取組の実施状況では、漁業権内の資源維持のため取り組んでいる内容の報告となります。産卵場の造成・保全、カワウの追い払い、外来魚駆除等の取組の報告があります。その他の取組として、清掃活動、体験放流、釣り大会の取組がみられます。各漁協とも、漁業権の内容たる漁業における資源管理について、何らかの取組をしています。</p> <p>2の操業日数及び漁場の活用状況は、組合員の操業日数や、増殖の実施状況などの報告となります。組合員の漁業権の行使の状況については、正確な操業日数を把握できていない場合には、おおよその日数で報告をしています。一番下の欄の遊漁券発行枚数と、魚種別増殖実績は、別途増殖事業報告書により報告をしてもらっていますので、記載は省略しております。なお、増殖実績は、本日の第1号議案の資料にまとめています。</p> <p>3の漁獲量・生産額については、今回からは河川別での報告様式としました。県では毎年「山形県の水産」という統計資料を作成しており、河川別漁獲量・生産額を各漁協へ照会しておりますので、同じような調査を重複して行うことはせず、資源管理の状況等の報告においても河川別の漁獲量・生産額を報告してもらうこととしました。なお、魚種の欄に「さけ」とありますが、数量等の記載があるものは漁業権の行使ということではなく特別採捕によるものです。</p> <p>組合員の操業日数や、漁獲量などは、正確な数字までは報告がなされていない部分がありますが、各漁協とも資源維持等の取組みを行っており、増殖にも取り組んでいることから、おおむね漁場を適切かつ有効に活用していると思われます。</p> <p>つきましては、資料1ページのとおり、第五種共同漁業権に係る資源管理の状況等の報告について、漁業法第90条第1項に基づき漁業権者から報告があった事項について、おおむね適正と認めると報告します。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
島軒会長代理	<p>カワウの駆除に関して、銃器による駆除では拡散してしまって困っているところです。何かいい対策方法があったら教えていただきたいです。</p>
事務局 (野口書記)	<p>カワウ対策につきましては、内水面水産研究所の方で色々取り組んでいるところですが、個体数の管理をすることが一番大切です。増えすぎると当然、魚が食べられてしまいますが、減らしすぎても、1匹あたりの親の餌を食べる量が増えてしまって、逆にまた子どもを産んで増えてしまう傾向もあります。また、銃器を使った駆除をすると、飛び散ってしまって違う場所に繁殖してしまう可能性があり、それを防ぐためには、駆除しやすいところに固めておいて、個体数を一番少ない状態で管理することが大事だと色々な研</p>

	<p>究で言われています。そのためにはまず県内に生息する数をきちんと把握する必要がありますが、その上で、県全体での管理計画を作っていくということを環境関係課と連携し進めたいと思っています。</p>
島軒会長代理	<p>今はドローンも進歩しており、ドライアイスでドローンから直接落とすという方法もあるようです。米沢にもドローンの大きい会社もありますので、そこに行って色々相談してみようかと思います。</p>
会長	<p>カワウは全国的にも非常に大きな問題です。県の方でも管理方法について検討しているということなので、その取組みに期待したいと思います。</p>
議長	<p>ほかに御意見等ありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないと認め、次に移ります。</p>
<p>9 議事</p>	
	<p>【第1号議案】</p>
議長	<p>議事に入ります。第1号議案「令和4年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量指示について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>第1号議案「令和4年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量指示」について説明します。</p> <p>この数量指示のため、2月18日に庄内地区、21日に置賜地区と村山地区、25日に最上地区において、委員による各漁協への聴き取り調査を実施しました。</p> <p>64ページのA3判の資料をご覧ください。カラーの資料が4枚あります。こちらに、聴き取り調査の結果をまとめております。表の見方ですが、一番左に漁協名、免許番号があり、免許番号ごと4段の行を作成し、それぞれ上から、平成25年度に免許を更新したときの免許計画、令和3年度の指示数量、令和3年度の実績数量、令和4年度の計画数量となっています。</p> <p>網掛けしている箇所の説明は左上に記載しています。紫色で網掛けしている箇所は、令和3年度の実績数量が指示数量を下回ったもの、黄色で網掛けしている箇所は、令和4年度の計画数量が令和3年度の指示数量を下回っているもの、水色で網掛けしている箇所は、内水連緊急要望により軽減した令和3年度の計画数量及び令和2年度指示数量ベースに戻していない令和4年度計画数量です。</p> <p>赤字で記載しているものは、聴き取り調査の際に修正があったものと、聴き取り調査後に漁協において検討し変更することになったものです。</p> <p>それでは、各地区の聴き取り調査の概要について説明させていただきます。表の一番右にある「備考」欄にも簡潔に記載しておりますので、併せてご覧ください。</p>

	<p>報告は地区ごとに各書記から説明します。全体の免許番号順ではなく、4地区ごとの免許番号順での説明になりますので、1枚目から4枚目まで行ったり来たりになります。御了承願います。</p>
<p>事務局 (保科書記)</p>	<p>まず庄内地区から説明します。</p> <p>64 ページ、両羽漁協ですが、R3 実績については、やつめうなぎの指示数量が 500 万粒のところ、不漁による影響のため、半分の 250 万粒の実績となっております。その他の魚種においては R3 指示数量と同数の実績となっております。R4 計画については、やつめうなぎについて当初は R3 実績と同数の 250 万粒の計画とされていましたが、聴き取り調査の結果、R3 指示数量と同数の 500 万粒へ修正となりました。その他の魚種については、R3 指示数量と同数になっています。</p> <p>次に 66 ページをご覧ください。中段の最上川第八漁協ですが、全ての魚種において R3 実績が R3 指示数量と同数であり、R4 計画も R3 指示数量と同数になっています。</p> <p>次に、赤川漁協ですが、内共第 17 号は、あゆの R3 指示数量が 110kg のところ、汲み上げ放流の不調により実績は▲70kg の 40kg となりました。その他については指示数量と実績が同数でした。R4 計画ですが、聴き取り調査の時点では、R3 指示数量に対して、さくらます稚魚が▲2,000 尾の 1,000 尾、いわな稚魚が▲500 尾の 500 尾となっております。聴き取り調査の場において、さくらます稚魚は 1,500 尾が正しかったということで確認をしております。その他の魚種等の R4 計画は R3 指示数量と同数になっています。河川環境の悪化等を理由に、さくらますといわなの R4 放流計画を大幅に減らしていただきましたので、再検討を指導しました。検討の結果は、後ほどまとめて説明いたします。</p> <p>内共第 18 号については、あゆの R3 指示数量が 440kg のところ、汲み上げ放流の不調により実績は▲150kg の 290kg となりました。その他については指示数量どおりの実績となりました。R4 計画は、R3 指示からさくらます稚魚が▲8,500 尾の 8,500 尾、いわな稚魚が▲4,500 尾の 4,500 尾、さくらますの発眼卵埋設放流が▲1 万粒の 2 万粒となっております。その他魚種等の R4 計画は R3 指示数量と同数になっています。河川環境の悪化等を理由に、さくらますといわなの R4 放流計画を大幅に減らしていただきましたので、再検討を指導しました。検討の結果は、協議を要する事項として後ほどまとめて説明いたします。</p> <p>内共第 19 号のひめますについては、R3 指示、R3 実績、R4 計画は同数となっております。</p> <p>次に、月光川養漁協ですが、R3 実績はすべて R3 指示数量どおりとなりました。R4 計画については、さくらます稚魚が R3 指示数量に対して▲1,000 尾の 8,000 尾となっております。1,000 尾減の理由としては、昨年度は降水量が少なかったため、放流した稚魚が水たまりにあふれてしまう事態が発生したことから、稚魚を無駄にしないためにも、放流数を減らし様子を見るためとのことです。また、いわなについて、R3 実績額見合いの予算で稚魚から成魚に変更したいとのことから再検討としております。その他は R3 指示数量と同数となっております。いわなの規格変更に関する検討結果は、協議を要する</p>

	<p>事項として後ほどまとめて説明いたします。</p> <p>次に日向荒瀬漁協です。内水連緊急要望により、ふなとかじかの R3 指示数量が減量されております。それを踏まえた実績についてですが、アユについて、R3 指示数量 370kg に対し、汲み上げ放流の不調により、実績は 240kg となりました。ふなについては、R3 指示数量 3kg に対し、実績は+ 2kg の 5kg となりました。さくらます稚魚については、R3 指示数量 5,000 尾に対し、実績は+3,000 尾の 8,000 尾となりました。その他は、R3 指示数量どおりの実績となりました。R4 計画についてですが、ふなとかじかは R2 指示数量ベースに戻っており、その他は R3 指示数量と同数となっています。</p> <p>次に 67 ページをご覧ください。山戸漁協ですが、全ての魚種において R3 実績が R3 指示数量と同数であり、また R4 計画も R3 指示数量と同数になっています。</p> <p>次に温海町内水面漁協です。まず、内共第 23 号についてですが、内水連緊急要望により、あゆといわなの R3 指示数量が減量されております。それを踏まえた実績についてですが、あゆは R3 指示数量 100kg に対し、実績は+50kg の 150kg となりました。その他については指示数量通りの実績となっております。R4 計画についてですが、あゆといわなは R2 指示数量ベースに戻っており、その他は R3 指示数量と同数となっております。</p> <p>内共第 24 号は、内水連緊急要望により、いわなの R3 指示数量が減量されております。それを踏まえた実績についてですが、いわなは R3 指示数量 2,000 尾に対し、実績は+1,000 尾の 3,000 尾となりました。その他については指示数量通りの実績となっております。R4 計画については、いわなは R2 指示数量ベースに戻っており、その他は R3 指示数量と同数となっております。</p> <p>内共第 25 号は、内水連緊急要望により、あゆといわなの R3 指示数量が減量されております。それを踏まえた実績についてですが、あゆは R3 指示数量 80 キロに対し、汲み上げの放流の不調により、実績は▲30kg の 50kg となりました。その他については指示数量通りの実績となっております。R4 計画についてですが、あゆは、R2 指示数量ベースの 120kg に戻すということで、聴き取り調査において確認しました。いわなも R2 指示数量ベースに戻っており、その他は R3 指示数量と同数となっております。</p> <p>以上が庄内地区の説明になります。</p>
<p>事務局 (野口書記)</p>	<p>次に置賜地区を説明します。</p> <p>64 ページに戻りまして、県南漁協です。にじますについて、R3 指示数量 300kg に対し実績は 200kg 増の 500kg でした。その他については、指示数量と実績が同数でした。なお、さくらます成魚について指示はありませんが、R3 は 300kg を放流しています。県南漁協では今後、溪流魚に力を入れていきたいとの考えから、R4 計画は、R3 指示数量に対してふなが▲20kg の 80kg、にじます成魚が 100kg 増の 400kg、いわな稚魚が 1,000 尾増の 14,000 尾、わかさぎ遊漁券の値上げで確保した増殖経費を充てたわかさぎの人工ふ化放流が 100 万粒増の 500 万粒、うぐいの産卵場造成が、河川環境の変化により▲1 箇所 8 箇所となっております。また、さくらます成魚を新たに指示数量に追加し、R4 は 300kg を指示することとしました。その他の R4 計画は R3 指示数量と同数になっています。</p>

	<p>次に、西置賜漁協です。R3 実績はすべて R3 指示数量どおりとなりました。R4 計画については、今後力を入れていきたい溪流魚を中心に放流数を増やし、R3 指示数量に対してあゆが 40kg 増の 580kg、さくらます稚魚が 3,000 尾増の 15,000 尾、いわな稚魚が 500 尾増の 20,000 尾となっています。その他の R4 計画は R3 指示数量と同数になっています。</p> <p>67 ページをご覧ください。小国町漁協です。R3 実績はすべて R3 指示数量どおりとなりました。R4 計画については、R3 指示数量に対して、いわな稚魚は生残率の向上と遊漁者からの要望に応えたいとの考えから R3 実績額見合いの成魚放流に変更することで再検討、わかさぎ釣りが好調なことからわかさぎの人工ふ化放流が 500 万粒増の 1,000 万粒となっています。いわなの放流規格の変更に関する検討結果は、後ほどまとめて説明いたします。</p> <p>以上が置賜地区の説明になります。</p> <p>次に村山地区を説明します。</p> <p>64 ページにお戻りください。最上川第一漁協です。内共第 4 号の R3 実績は、うぐいが汲み上げ放流の不調により R3 指示数量に対して▲9kg の 1kg、かじかは購入先が見つからず▲2kg の実績無し、さくらます稚魚が▲240 尾の 22,560 尾となりました。内共第 4 号のその他と内共第 5 号のすべては指示数量と実績が同数でした。R4 計画はすべて R3 指示数量と同数となっております。</p> <p>次に、65 ページをご覧ください。最上川第二漁協です。内共第 6 号は R3 指示数量に対して、あゆが余剰生産分を自河川に放流したことから 1,837kg 増の 3,337kg、河川環境の悪化からかじかの産卵場造成が▲1 箇所の実績無し、やつめうなぎの産卵場造成が▲1 箇所の実績無しとなり、その他については指示数量どおりでした。内共第 7 号、第 8 号、第 9 号の R3 実績は、いずれも R3 指示数量どおりとなりました。R4 計画は、内共第 6 号から 9 号のすべてで R3 指示数量と同数となっております。</p> <p>次に丹生川漁協です。あゆが R3 指示数量に対して 35kg 増の 835kg、その他は指示数量と実績が同数になりました。R4 計画は、R3 指示数量と同数となっております。</p> <p>67 ページをご覧ください。作谷沢漁協です。R3 指示数量、R3 実績、R4 計画はすべて同数となっております。こいの放流に際しては、試験的に放流時期をずらし、カワウによる食害を低減するよう工夫したいと伺っています。</p> <p>以上が村山地区の説明になります。</p>
<p>事務局 (保科書記)</p>	<p>最後に最上地区を説明します。</p> <p>65 ページをご覧ください。表の一番下、小国川漁協になります。内共第 11 号のウグイの産卵場造成ですが、R3 指示 9 か所に対し、産卵場造成に適切な場所が見つからなかったことから実績は 5 か所となりました。その他については、R3 指示と同数以上の実績となっており、R4 計画は R3 指示数量と同数となっております。</p> <p>次に 66 ページをご覧ください。最北中部漁協ですが、R3 実績は R3 指示数量と同数となっており、R4 計画については R3 指示と同数となっております。</p> <p>最後に、最上漁協ですが、R3 実績は R3 指示と同数となっており、R4 計画</p>

	<p>については、ふなの放流数量を0とし、その見合い分いわなを500尾増やすとの漁協の案でありましたが、聴き取り調査において、ふなは漁業権魚種でもあることから、少しでも放流した方がよいとの意見もあり、再検討とされておりました。検討結果は、協議を要する事項として後ほどまとめて説明いたします。</p>
書記 (渡邊書記)	<p>以上、17漁協について聴き取り調査の概要を説明させていただきました。</p> <p>ここで、参考としまして資料の70ページを御覧ください。平成24年6月8日付け水産庁長官通知「漁場計画の樹立について」の一部抜粋を載せております。この通知は、前回の平成25年の漁業権切替えに当たり、免許の内容等の事前決定（漁場計画）等について留意すべき点をまとめたもので、毎年度の目標増殖量等の考え方の箇所を抜粋しました。</p> <p>漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示しますが、委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化や漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案して、適正なものとするよう考慮することとされています。なお、当該通知については、令和2年の漁業法の改正も踏まえ、次の令和5年度の漁業権免許切替えに向けて、水産庁より改めて発出される予定です。</p> <p>令和4年度指示数量については、当該通知の内容を踏まえ、聴き取り調査における各委員の意見や判断から、委員会の基本的な考え方を次のように整理しました。</p> <p>①内水連からの緊急要望に基づく軽減については、令和3年度に限る措置ですので、軽減した魚種に係る令和4年度計画数量は、令和2年度増殖指示数量ベースにもどしてもらおうこと。</p> <p>②経営状況の理由や河川環境の悪化を理由に計画数量を減量した漁協については、他魚種の代替放流や、産卵場造成等の増殖行為を検討してもらおうこと。</p> <p>③漁業権魚種の増殖を「0」で計画している漁協には、増殖行為の実施について検討してもらおうこと。</p> <p>指示数量の案をとりまとめましたものが68ページのA3判白黒の資料になります。一部網掛けをしている箇所がありまして、これらが「委員会で協議を要する事項」になります。</p> <p>全体的な説明は一旦区切りまして、まず「委員会で協議を要する事項」以外の点で委員のご意見等をいただきたいと思っております。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
山口委員	<p>あゆに関してなのですが、R3の実績が大幅に増えているにもかかわらず、R4の計画において、R3指示数量に戻っているところがありました。例えば、65ページの最上川第二漁協の内共第6号におけるあゆのR3実績は3,337キロですが、R4計画は1,500キロに戻っており、小国川漁協の内共第11号において</p>

	<p>も、R3実績は4,000キロですが、R4計画は3,500キロとされています。実績を踏まえ、計画数量を増やすことはできないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (野口書記)</p>	<p>最上川第二漁協ですが、あゆの中間育成事業を実施しておりまして、稚魚を生産して、各漁協に出荷している状況です。それ以外に、お祭り等のイベント用に生産しているおとりあゆの一部について、コロナの影響でイベント開催が難しい状況であったことから、その分を河川放流へ回したということで、数量が増えております。もともとのR3計画が1,500キロですので、R4計画も同数となっています。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>小国川漁協については、指示数量の放流のほか、自主放流もしておりますので、このような数字になっています。</p>
<p>議長</p>	<p>個々の年で放流実績に違いは出てくるとは思いますが、そういう中で、少なくとも委員会としては本来の指示数量を守っていただくことが重要と思っています。そういう意味で、確かにR3実績で増えたところがありますが、経営上の問題もありますので、R4の計画は本来の指示数量で実施したいという漁協の判断かと思っています。</p>
<p>島軒会長代理</p>	<p>組合員や遊漁者の高齢化に伴って、いかに稚魚の放流数量を維持していくかが大きな課題です。私どもでは、人工産卵場の造成を毎年実施しております。去年は1箇所増やしました。また、比較的安価な発眼卵などを実施しながら、資源の維持をしていきたいと考えています。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>今の話の引き続きになるのですが、小国川漁協ではやの産卵場所を9か所ほど作っており、あゆの産卵場については1箇所大きく作っています。継承者を育て、技術を伝承していかなければならないと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>では引き続き、「委員会で協議を要する事項」の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (渡邊書記)</p>	<p>69ページをご覧ください。これが「委員会で協議を要する事項」になります。聴き取り調査において、委員が数量の見直し・修正を要請しましたが、その場では数量が決定できないとして漁協での再検討を依頼したものです。漁協で再検討し、修正報告があった令和4年計画数量で、令和4年度の増殖数量を指示することが妥当かどうか御協議いただくものです。</p> <p>最上漁協ですが、調査前の報告ではふなを0として、その分いわなを500尾増やすという計画でした。ふなについては、ふなの鱗(ひれ)が網に絡まり漁具を破損するなどの理由により、組合員より放流しなくてもよいとの意見が多数寄せられていることや、河川でふなを釣る人もいないということから、漁業権魚種から削除することも検討しており、漁協としては、令和4年はふなの放流はせず溪流魚に力を入れたいとの考えでしたが、現在ふなは漁業権魚種でもあるため免許切替えまでは数量を減らしても放流した方がよいのではないかということで、再検討となったものです。修正後の計画では、ふなは数量を減らして1kgの放流とし、その分の経費でいわなを460尾増やすということです。</p>

	<p>次に赤川漁協ですが、内共第 17 号では、さくらますの放流を 3,000 尾から 1,500 尾に、いわなの放流を 1,000 尾から 500 尾に減らすという計画でした。内共第 18 号では、さくらますを 17,000 尾から 8,500 尾に、いわなを 9,000 尾から 4,500 尾に、さくらます発眼卵の人工ふ化放流を 3 万粒から 2 万粒に減らすという計画でした。</p> <p>数量を減らす理由としては、組合員からさくらますの放流の効果が無いとの声が上がっていることが大きな理由ということでした。この 20～30 年間放流してきていることの効果が出ていない、さくらますが減ってきているという意見があり、一度振り返って方法を考えてもらいたい、放流数量を減らして検討したいとの意見でした。</p> <p>河川環境の悪化や種苗の問題など課題はあるにしても、さくらますは漁協にとって柱となる魚種でもあり、計画数量の再検討を依頼しました。</p> <p>修正報告では、内共第 17 号・18 号ともに、いわなは R3 指示数量と同数にもどしています。さくらますは、内共第 17 号は 1,000 尾減の 2,000 尾、内共第 18 号は 4,000 尾減の 13,000 尾、さくらます発眼卵の人工ふ化放流は 1 万粒減の 2 万粒、さくらますについては放流数量を減らす代わりに、産卵場造成等を 3 箇所増やして 12 箇所という計画になっております。</p> <p>月光川養漁協では、いわなの放流を 5,500 尾から 5,000 尾に減らすという計画でした。漁協では、サイズが大きいものを放流したいということでしたので、成魚の購入が可能かどうかを確認のうえ、稚魚 5,500 尾の経費見合いで成魚の放流を行うことを検討することになりました。</p> <p>確認したところ成魚の購入が可能であり、修正後の計画では、R3 指示数量と同等の経費で成魚 60 kg 放流の計画となりました。</p> <p>小国町漁協では、いわなの放流について、稚魚 150,000 尾から、10 g 以上のもの 1,500 kg に変更するという計画でした。稚魚ではなく成魚に近いものを放流したいということでしたので、成魚の購入が可能かどうかを確認のうえ、成魚の放流を計画するという事で再検討となりました。</p> <p>確認したところ成魚の購入が可能であり、修正後の計画では、R3 指示数量と同等の経費で成魚 1,500 kg 放流の計画となりました。</p> <p>以上で第 1 号議案の説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、増殖数量調査において、漁協での再検討を依頼した 4 漁協について協議します。</p>
議長	<p>まず、最上漁協の修正報告について協議したいと思います。聴き取り調査に参加した高橋委員いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>我々もふなの放流を実施していますが、不人気であり、最上漁協さんの考えは理解できますので、異議はありません。</p>
議長	<p>ふなをゼロにするわけにはいかないということで、ふなの放流を復活させた分、いわなの放流量を減らしたということです。やむを得ないという判断でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>では、最上漁協の指示数量は修正報告のとおりとすることとします。なお採決は最後に一括で行いたいと思います。</p>
議長	<p>次に、赤川漁協の修正報告について協議したいと思います。聴き取り調査に参加した鈴木春男委員と五十嵐委員いかがでしょうか。</p>
五十嵐委員	<p>放流の効果が無い、という赤川漁協の話を現場で聞いたときは納得していたのですが、本日の報告事項の資料を見ると、さくらますは1.5トンの漁獲量となっており、この数字からは放流の効果というのは相当上がっていると解釈でき、R4計画の数値は少ないのではないかと考えています。この漁獲量であれば組合員から放流効果が上がっていないといった声は出ないと思います。そこをもう1度漁協に質していただければと思うのですが、そういった協議等が可能なら事務局にお願いしたいと思いました。</p> <p>また、委員としてではなく、私個人の話として発言させていただきたいのですが、実際に赤川でさくらます釣りをやっておりますと、月山ダムができる以前と比べまして、やまめがいなくなりました。釣れなくなったというのは事実です。その後心配になって、産卵場で入りやすい早田川、芋川の沢に入って観察するようになりまして、私が確認できる範囲では、オスメス合わせて年間5尾から10尾くらいの遡上があるようです。最近、ここ10年くらいは早田川は山大の学生さんが一生懸命やっているのですが、私の方では沢に入っておりませんが、やはり聴き取りの時に組合長がおっしゃったことや、組合員から上がっている声の方が、本日の資料における漁獲量の数値よりは正確なのではないかと、個人的に感じたところです。</p>
議長	<p>聴き取り調査の時点では漁協の説明を聞いて、そうなのかと思いましたが、赤川漁協において、さくらますはメインの魚種でありますので、放流量をかなり減らしてしまうのはどうなのかと思う部分もあります。なので、もう一度再考という判断もあるかと思いますが、事務局はどう考えますか。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>委員会指示における事務局側のスケジュールを申し上げますと、令和4年度の指示ですので、今年度中に手続きを行い、4月1日までには指示を発出する必要があります。公報掲載の締切が明日となっておりますので、事務局側の都合としては、本日のこの委員会の場で数量を決めていただきたいと思います。</p> <p>また、聴き取り調査後に、組合の方に再検討をお願いした結果として、今回の修正報告の数字が上がってきていますので、仮に再検討をしてもらった場合、委員会として、具体的にどのくらいの数量を増やせばよいか、という点を組合に伝える必要があるかと思っています。</p> <p>なお、先ほど五十嵐委員からのご意見について確認ですが、赤川漁協の資源管理の状況等の報告書では、さくらますが相当数漁獲されていると確認できるけれども、聴き取り調査の時の赤川漁協の話では、さくらますが獲れなく</p>

	<p>なっている、放流効果が見られなくなっている、という説明だったので、矛盾しているのではないかと、ということですね。</p>
五十嵐委員	<p>その通りです。単純計算で1尾3kgで割ると、500尾ですよ。実際に私が釣れるだろうと思う新川の方でも、その数字に近い数字は報告書の漁獲量に上がっていないので、中流上流で釣りや網で捕らえたとしても、それ以上のものは漁獲量として計上されないと思うので、数字的におかしいのではないかと思います。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>確かに資源管理の状況等の報告書の河川別漁獲量・生産額ということで各漁協から報告いただいているのですが、各組合からは正確な数量が把握できないという相談をいただいております。恐らく、例年報告いただいている漁獲量と比較して、概ねの数量を報告いただいているところもあると思うのですが、本日、委員のお話をお聞きして、資源管理の状況等の報告書の数字の正確性については課題があると思ったところです。</p>
内水連	<p>内水面漁業協同組合連合会の青山です。聴き取り調査には参加しておりませんが、同席した桂参事から報告を受けております。今回の赤川漁協の件につきましては、聴き取り調査の場において、組合長の思いや組合員の声も踏まえ、放流量を大幅に減らした内容で報告したと聞いております。色々な思いがありながらも、聴き取り調査の場での委員からの意見も踏まえ、再考し、計画数量を増やしたものが今回の修正案だと思います。ただ、河川の荒廃が非常に進んでいて、放流してすぐに増殖に繋がる状態でないとも聞いており、今回、放流数を減らすけれども、その見合いの経費を使って産卵場を造成し、少しでも次の増殖に繋がるような取組を、放流ではない形で探していきたいという組合の思いがあり、当初9か所という計画を3か所増やして12か所としております。どういう方法が今後の増殖に繋がるのかということも探りながらと思っておりますけれども、内水研のご指導もいただきながら、放流だけに頼らない増殖を組合として検討していきたいという思いもあるので、そう言った考えも汲んでいただきたく、一言申し上げさせていただきました。</p>
議長	<p>赤川漁協のR4放流数量の減について、聴き取り調査の場では納得した理由の1つとしては、組合における損益計算書を見ると、R3は140万円の赤字見込みであり、経営の面からもやむを得ないのでないかと思っただけからです。ただR3指示数量からの減量数が非常に大きいため、組合に再考いただいて、今回修正案が出てきました。まだ減量数が大きいのではないかと、思うところもありますが、組合の経営状況も勘案し、やむを得ないと判断することとしてはいかがでしょうか。他の委員の皆さんはどうでしょうか。</p>
今野委員	<p>今、会長の方からお話がありましたけれども、おそらく経済的な問題があるのでないかと思っております。昨年まで私も聴き取り調査に行っていましたが、</p>

	<p>そういう印象を受けておりました。今回、組合で再考し、さくらますを増加修正し、いわなの数量をR3指示数量に戻し、産卵場造成数を増やした、ということで、先ほど内水連の方からもお話ありましたが、放流だけが増殖ではありませんので、その点も加味して、やむを得ないのではないかと思います。</p>
議長	<p>五十嵐委員はいかがでしょう。</p>
五十嵐委員	<p>放流数量については、聴き取り調査の場で話を聞いて納得しておりますので、先ほど申したように、漁協の話と本日の報告資料の数字に矛盾があることに大きく疑問を持ってしまったというだけです。私は他の委員の皆さんと同じように判断したいと思います。</p>
鈴木（春）委員	<p>今回の放流量の減については残念ですが、現況でいうと、河川に戻ってくるさくらますは獲れていません。今後どうしていくか、課題は多いですが、海水の温度が高いなど色々な要因がありますから、様子を見ていくしかないのではないかと思います。</p>
山口委員	<p>私もやむを得ないのではないかと思いますのですが、できれば、この河川別の漁獲量の報告書の数字についてももう少し再検討と言いますか、検証してもらえれば、ある程度整合性が取れるのかなと思います。</p>
事務局 （渡邊書記）	<p>報告事項における赤川漁協の報告書は、もう一度精査しようと思います。</p>
島軒会長代理	<p>河川の荒廃のために遡上が少なくなっているということなので、その点から、国交省や県の河川課と相談しながら、河川の荒廃の改善を図っていくと良いと思います。</p>
議長	<p>赤川漁協だけでなく、県内の各内水面漁協の話を聞いていると、河川環境の悪化が非常に進んでいるということなので、委員会としても、どこかで調整していただきたいと思うところです。この点については今後も話をしていきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、色々のご意見ありましたけれども、赤川漁協の指示数量は修正報告のとおりにすることとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>それでは赤川漁協の指示数量は修正報告のとおりとします。</p>
議長	<p>次に、いわなの規格を変更した月光川養漁協及び小国町漁協の修正報告について、一括して協議したいと思います。 聴き取り調査に参加した委員の方々いかがでしょうか。</p>
今野委員	<p>小国町漁協の稚魚から成魚への転換につきましては、荒川水系の川の水が</p>

	非常に冷たく、稚魚が大きくなならないとのことです。そういったこともあり、すぐ釣れるようなサイズのを放流したいということでした。これもまた1つの増殖の方法ではないかと思えます。
議長	私も聴き取り調査の場で月光川養漁協の話は聞いておりましたが、稚魚だとカワウなどに食べられるなどし、放流しても効果が現れないとの話がありました。そういう点から、成魚という形で放流したいということでした。
議長	では、月光川養漁協及び小国町漁協の指示数量については、稚魚から成魚に転換することとしてよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	それでは月光川養漁協及び小国町漁協の指示数量は修正報告のとおりとします。
議長	以上、委員会で協議を要する事項について全て結論が出ましたので、全体の採決に入ります。 第1号議案は、68ページ「令和4年度増殖数量指示」の事務局案のとおり指示することとしてよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、そのように指示することとします。 次に移ります。
	【第2号議案】
議長	続いて、第2号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる委員会指示について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。
事務局 (野口書記)	それでは、第2号議案のコイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる委員会指示について、説明します。 資料の71ページをご覧ください。これまでの経緯について説明します。平成16年に本県において発生して以来、委員会指示により持ち出し禁止等の措置が行われてきました。令和3年度は、個人及び公共用水面のいずれにおいても、コイヘルペスウイルス病の発生は本日現在、確認されておられません。 次に令和4年度の方針について説明します。国の方針の中で、他の水域への感染コイの人為的な移動を防止するため、持ち出し禁止等のまん延防止措置の徹底が示されており、全国的にコイヘルペスウイルス病の発生が減少傾向にある現在でも、この方針に変更はありません。発症確認数が減少してもウイルスそのものが無くなるわけではなく、県内にも、ウイルスを持ったコイが生息しているものと考えられます。そのため、令和4年度も引き続き、委員会指示によるコイの放流及び持ち出し禁止等の措置を取るべきと考えています。参考として、資料の下に東北各県の委員会指示の状況について確認した内容を記載しています。岩手県と秋田県はまだ漁場管理委員会が開催されていないということで予定としておりますが、記載のとおり指示継続予定

	<p>と聞いております。</p> <p>資料72ページをご覧ください。資料上段は、これまでの発生状況を取りまとめたものです。令和3年度は、コイの斃死に係る通報件数は0件、発生件数も0となっております。資料下段の図中の太線と網掛け箇所は、現行の委員会指示の発出に際し、知事がコイの持出しを禁止した水域を示しています。</p> <p>資料73ページをご覧ください。実際に県公報に登載する形式での案文を掲載しております。なお、今年度も委員会指示と合わせ、資料72ページで示したものと同一内容でコイの持ち出しを禁止する県告示を行う予定です。</p> <p>説明は以上となります。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、採決に入ります。</p> <p>第2号議案について、資料73ページの事務局案のとおり指示することとしてよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、事務局案のとおり指示することとします。</p> <p>次に移ります。</p>
<p>10 その他</p>	
議長	<p>次第の「5 その他」です。</p> <p>委員の皆様から何かございますか。</p>
今野委員	<p>この度の聴き取り調査の際に感じたことをお話させていただきます。私が担当したのは置賜地域と村山地域ですけども、丹生川漁協と最上川第二漁協では、遊漁券のネット販売を行っており、最上川第二漁協では電子遊漁券を導入しておりました。遊漁券未購入の遊漁者への対策として非常に効果を上げているという話でした。こういう取組みをもっと増やしていくと良いのではないかと思います。</p> <p>それから、来年の漁業権の切り替えに向けまして、以前より私は申し上げておりますが、1河川1魚種といったような目玉となる魚種を出して増殖した方が良いのではないかと考えています。各漁協の方では大分その方向に向いてきています。そういったことで、県の事務局の方々にも各漁協を指導していただきたいと思っていますところです。</p>
議長	<p>電子遊漁券は、売っていなかったから買えなかった、というような言い訳が通用しなくなるという点からも広がっているようです。そういった漁協からの提案などを今後の山形県内水面漁場管理委員会に活かしていきたいと</p>

	<p>思います。</p>
議長	<p>そのほか、何かございますか。 事務局や県からは何かありませんか。</p>
水産振興課 (保科主査)	<p>水産振興課から1件報告します。 皆さまのお手元に令和4年2月版の「釣りのルールとマナー」を配布させていただいております。昨年度版からの主な変更点を簡単に説明させていただきます。20ページ目に今年度遊漁規則の変更があった漁協における主な変更内容を記載しております。また、21ページ目の山形県主要河川図について、リニューアルしております。 簡単ではありますが、以上でございます。</p>
議長	<p>そのほか、何かございますか。</p>
議長	<p>ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行にあたり、皆様からご協力をいただき誠にありがとうございました。</p>
<p>11 閉会</p>	
事務局次長 (石井補佐)	<p>國方会長、ありがとうございました。次回の委員会開催について申し上げます。次回は7月で調整させていただきたいと思っております。 以上をもちまして、第330回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。今年度の委員会はこれで最後となります。皆様、大変お疲れ様でした。来年度もどうぞよろしく願いいたします。</p>